

見積書の押印に係る取扱いの変更について

従来、提出者の真正な意思表示であることを確認するため、見積書には、原則として、朱肉による押印（以下単に「押印」といいます。）を要することとしていましたが、契約手続のデジタル化を推進する観点から、下記のとおり、所定の要件を満たす場合には、押印のない見積書をもって押印のある見積書に代えることができることとします。

記

1 変更内容

押印のない見積書であっても、担当者の氏名及び連絡先が記載されており、その真正性を確認することができた場合には、押印のある見積書に代えることができることとします。

※ 提出方法（電子メール、ファックス、郵送、持参）を問いません。

※ 担当者と代表者が同一である場合は、重ねて担当者の氏名を記載いただく必要はありません。

2 押印のない見積書の真正性の確認

押印のない見積書の真正性を担保するため、以下の事項について電話等により確認させていただきます場合があります。

電子メール、郵送又は持参により提出いただいた場合	見積書に記載された担当者が在籍しているか
ファックスにより提出いただいた場合	ファックスに印字された送信元ファックス番号が、見積書提出者が使用するものであるか

3 実施時期

変更後の取扱いは、令和3年4月1日以後に提出される見積書から適用します。

4 注意事項

上記は、従来の見積合せのルールを変更するものではありません。

※ 1件の予定価格が10万円以下の場合は、従来どおり、押印のない見積書で足りませんが、見積合せの結果、契約相手方となる場合には、改めて押印のある見積書を提出するか、真正性の確認を経る必要があります。